

若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年 12 月 26 日 (木)
- 2 実施場所 役場 3 階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 税務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 町税の債権管理について
 - 令和元年 11 月末現在の町税の賦課徴収状況について
 - その他、所管に関する事
 - (2) 施設調査
若桜木材協同組合、若桜迎賓館、アロイ工業株式会社、インフォメーションセンター
- 4 監査の着眼点
 - (1) 町税の債権管理は、法令を遵守して適正に行われているか。町税の賦課徴収は、適切に行われているか。
 - (2) 機械設備、施設の管理、利用状況等は適切に行われているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 町税の債権管理について
各種税等の滞納の取り扱いについて、執行停止、滞納者との交渉、不能欠損に至る過程を確認するとともに、滞納者との交渉記録等も確認した。今後も法令等に則り、徴収努力を続けられるよう期待する。
令和元年 11 月末現在の町税の賦課徴収状況について及びその他、所管に関する事については、指摘事項なし。

(2) 施設調査

各施設等について、機械設備、施設の管理、利用状況等を確認した。若桜迎賓館は、利用状況を見ながら管理方法などを検討されることを期待する。

その他の施設、設備は、概ね適切に管理されていると認められる。引き続き、設置目的に沿って効果が上がるよう管理、運営されることを期待する。

以上